



国で可決「合併特例債再延長」市の考えは

山岡 幹雄 議員

有利な財源確保に努め、様々な事業を進める

市長



▲合併特例債を活用した統合庁舎

合併特例債による主な事業と起債額、また平成29年度までにいくら合併特例債を起債したか。

総務部長 総合斎苑場整備事業は18億4260万円、統合庁舎整備事業は30億1600万円、支所

整備事業は4億2780万円とし、29年度までの起債額合計は130億8810万円だ。

統合庁舎整備事業の事業費償還金総額と交付税算入額は。

総務部長 償還金総額は約31億5750万円で、交付税算入額が、約22億1025万円だ。

国会において合併特例債適用期間の再延長が可決されたが、市としてどの事業に活用するか。

新市建設計画の見直しの考えは。

総務部長 合併特例債適用期限の再延長に係る改正法が成立したことにより、37年度まで適用期限が延長され、事業として小・中学校トイレ改修工事や予定している。新市建設計画は見直しを進めていく。

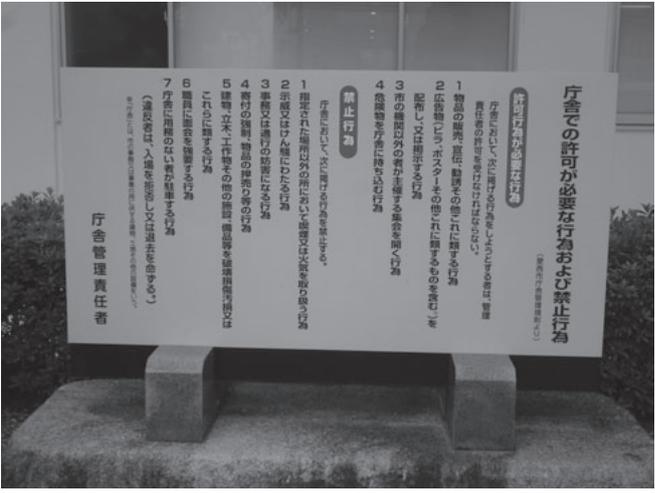
市長 有利な財源確保に努め、様々な事業を進める。

庁舎管理について

庁舎内で物品の販売、宣伝、勧誘する行為を行う場合、市においてどのような手続が必要か。

総務部長 庁舎で物品の販売、勧誘等を行う場合は、愛西市庁舎管理規則第11条により、あらかじめ管理責任者の許可が必要。

庁舎内で、職員個人に対しての勧誘行為などについて



▲庁舎内のルールを知らせる看板（佐織庁舎）

ついで、市として庁舎管理上どのような対応をとっているか。

総務部長 職員個人に対しての庁舎内での勧誘行為については、現在、把握はできていない。今後についてもそのような行為を確認した場合、注意などして対応していく。

その他の質問

●市政に対する議員としての活動について

●愛西市議会議員一般選挙の検証について